

4月臨時教育委員会会議録

- 1 日程 令和5年4月19日(水)
- 2 場所 藤井寺市役所 3階 会議室305
- 3 案件
日程第1 会議録署名委員の指定について
日程第2 議案第21号 第三者委員会の提言を受けての今後の教科書選定の方針について・・・資料1(学校教育課)
- 4 出席委員
教育長 濱崎 徹
教育委員(教育長職務代理者) 足立 義幸
教育委員 富山 昌克
- 5 教育部出席者
教育部長 萬田 栄治
教育部理事兼次長 寺田 剛
教育総務課長 中村 真也
学校教育課長 岸 廣幸
- 6 書記 教育総務課長代理 田仲 孝次
- 7 傍聴者 7人

午後5時30分 委員会開会を宣して日程に入る。

○中村教育総務課長

みなさま、こんにちは。令和5年4月の臨時教育委員会会議の開会に先立ちまして、事務局より、本日の傍聴者の報告をさせていただきます。

藤井寺市教育委員会傍聴人規則に基づき、傍聴者を募集したところ、7名の希望者がおられましたので、手続きの上、入室していただいております。

なお、傍聴の方々をお願いしたいのですが、本日お配りしております資料につきましては、傍聴者の閲覧用でございますので、会議が終了しましたら、回収させていただきます。お持ち帰りになさらないようお願いいたします。

また、藤井寺市傍聴人規則第5条により、撮影、録音は禁止しております。にも拘らず、SNS等で公開されるという事象も発生しております。そのようなことのないようにご理解いただけますようお願いいたします。

なお、教育長及び教育委員在籍委員の全員が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、本日の会議が成立することを報告いたします。

それでは、教育長お願いいたします。

○濱崎教育長

皆さんこんにちは。大変お忙しい中ではありますが、緊急に教育委員会議を招集

させていただきました。これより、臨時教育委員会議を始めます。

初めに、本日の会議録の署名委員ですが、富山委員よろしくお願ひいたします。

それでは、会議次第に従い、議事に入ります。本日は「第三者委員会の提言を受けての今後の教科書選定の方針について」皆さんでご審議いただきます。

このことにつきましては、昨年11月2日に令和3年度使用の中学校教科用図書採択に係り、不正行為をするなどの加重収賄容疑で本市藤井寺中学校元校長が送検され、本年1月25日に有罪判決を受けました。

また、当時、教科用図書採択に関与した教育委員のうち2名が、教科書会社社員との接触の事実を認め、本年2月15日付で辞職する事態となりました。

この事件は、本市の教科用図書採択の公正性・透明性に疑義を生じさせ、教育行政を大きく揺るがす信用失墜行為であり、教育長として責任を感じております。

このような事件を二度と繰り返さないよう強い決意のもと、今回の事件について、中立かつ公正な検証を行い、再発防止を図ったうえで再出発するため、昨年12月23日、弁護士2名と学識経験者1名により構成される第三者委員会に対して、事件究明と再発防止策についての提言を取りまとめていただくよう、諮問をいたしました。

本年3月29日に「令和2年度藤井寺市教科用図書採択に係る報告書」というかたちで答申いただきました。

教科書採択手続きについて、あらゆる角度から調査、点検をしていただき、厳しいご指摘もいただきました。また、具体的な改善策についてもご提言を頂いたところであります。

今回の事件により、教科用図書の採択過程が大きく歪められたことは、深刻かつ重大な問題であり、特に教科用図書を使う、児童、生徒、とその保護者の信頼が大きく損なわれたとの調査報告書の指摘を真摯に受け止め、今後、市教育委員会といたしまして、信頼される教科用図書採択手続きを確立するため、努力してまいりますと存じますので、本日の会議が有意義なものになりますようお願いいたします。

それでは、議案第21号 第三者委員会の提言を受けての今後の教科書選定の方針について、資料1から資料4まで一括して、学校教育課長、説明願います。

○岸学校教育課長

議案第21号 第三者委員会の提言を受けての今後の教科書選定の方針について、説明させていただきます。

まずは、机上の資料1をご覧ください。タイトルが「藤井寺市における今後の教科書採択事務手続きの方針について」を示させていただきました。先ほど、教育長の説明にもありましたが、令和5年3月29日に第三者委員会から報告書を答申いただき、その提言をでき得る限り、本市における今後の教科書採択手続きに反映させるべく事務局として検討してまいりました。令和6年度使用の小学校教科書採択手続きを今年度控える上で、時間の制限もあり、今回提案させていただく方針を示して終わりではなく、今後、適宜、見直していくことも必要と考えておりますので、忌憚のないご意見を頂ければと考えております。

まずは、資料1の1.「第三者委員会からの提言（概要）」を説明させていただきます。今回、第三者委員会から提言いただいた内容を8つに整理させていただきました。

1つ目は、法令遵守や公正確保について資料説明に留めることなく、本事件を振り返る場を設定し、二度とこのような事件を起こさない意思を示し続けることが必要とあり、この提言を「ア：本事件を教訓事例としての伝承」とさせていただきます。

2つ目は、法令遵守や公正確保を害するような行為を見聞きしたときの報告体制の構築になります。この提言を「イ：内部報告制度の構築」とさせていただきます。

3つ目は、教科書採択関係者に対して、教科書発行者との利害関係がないことだけでなく、公正確保について具体的な行動に関する誓約をさせる表現へ変更すべきとあり、この提言を「ウ：誓約書の改訂」とさせていただきます。

4つ目は、教育委員の職責、あるべき姿勢について、研修等を通じて示すことが必要であるとあり、この提言を「エ：教育委員が安心して職務専念するためのサポート体制の構築」とさせていただきます。

5つ目は、選定委員会や学習会の議事録を作成し、適切に保存することが必要とあり、この提言を「オ：議事録等の作成・保存」とさせていただきます。

6つ目は、採択期間中における教科書発行者との接触を一律に禁止することの必要性が示されており、この提言を「藤井寺市教科書採択関係者と教科書発行者との接触等のルール構築」とさせていただきます。これに関しては資料2になります。また後ほど説明させていただきます。

7つ目は、採択期間外における教科書発行者の学校への立ち入りの「見える化」と市教委担当事務局による「状況把握」の必要性が示されており、この提言を「接触するまたは接触した場合の報告書提出の義務化」とさせていただきます。

最後の8つ目は、法令違反に当たるようなリスクを軽減するために、内外へ接触等のルールを示す必要であるとされており、この提言を「ク：接触等のルールの内外への広報」とさせていただきます。

以上、ア～クの合計8つの提言を受けて、今後は、2.「本市の教科書採択への対応方針（案）」を作成しましたので、この8つの提言を受けた方針を、それぞれ説明させていただきます。

まず、「ア：本事件を教訓事例として伝承」です。このことについては、教科書採択における調査委員会、選定委員会、教育委員会開催時に、本事件について触れることが最大の研修になると考え、文科省の通知だけでなく、本事件の経緯や資料2の「接触等のルール」を説明することで進めていきたいと考えています。

次に、「イ：内部報告制度の構築」です。資料2の「接触等のルール」において、内部報告に関する項目を設定し、その報告先として、当該学校長だけでなく、市教育委員会担当事務局にも連絡することとしております。

次に、「ウ：誓約書の改訂」です。昨年度の採択替えの誓約書では、これまでの「教科用図書採択に直接の利害を有するものでないこと」だけでしたけれども、それに加えて、昨年度の採択替えでは、「教科書採択における公正確保や教科書発行者との関係などについて十分に説明を受けたこと」の2点を加えさせてもらい採択を進めました。今年度に関しましては、さらに次の2項目を増やし、「接触等のルールを遵守し、適切に行動すること」と「職務上知り得た秘密について、その職を退いた後も漏らさないこと」を付け加え、合計4点について誓約することとしており、具体的には資料4に示しております。資料4の誓約書のように改訂させていただこう

と考えております。

次に、「エ：教育委員が安心して職務専念するためのサポート体制の構築」です。毎年1回、教育委員に対する綱紀保持研修を実施することに加えて、教科書の採択替えに伴う教科書採択が実施される年度（今年度も対象）においては、教育委員会会議後、時間を確保し、「接触等のルール」を基に、具体的な場面における対応方法に関する研修を実施していきたいと考えております。

次に、「オ：議事録等の作成と保存」です。選定委員会規則を一部改正して、議事録を作成すること、保存することを明記していきたいと考えております。また、学習会における記録をとり、その記録についても保存していくこととします。

次に、「カ：藤井寺市教科書採択関係者と教科書発行者との接触等のルールの構築」です。先程お伝えしました資料2になります。新たに「接触等のルール」を作成し、毎年4月に市内全校へ文科省通知とセットで通知し、職員会議等を通じて、全教職員に周知徹底を行います。また、このルールについては、適宜見直しを行うこととします。

次に、「キ：接触するまたは接触した場合の報告書提出の義務化」です。教職員が、教科書発行者との接触があった場合は、学校長を通じて担当事務局へ報告書を提出することというふうに今後していきたいと考えています。

次に、「ク：接触などのルールの内外への広報」です。「接触等のルール」をホームページに掲載するだけでなく、全教科書発行者へ通知し、教科書採択期間内における教科書発行者営業担当の学校訪問等の活動に自粛を促していきます。

簡単ではありますが、合計8点を本市における今後の教科書採択事務手続きの方針とさせていただきます。以上がまずは方針になります。

それと付け加えまして、資料2の「藤井寺市教科書採択関係者と教科書発行者との接触等のルール」について続けて説明させていただきます。合計(1)から(5)の5点で構成されています。

まず、(1)教科書発行者との接触についてです。

教科書採択手続き期間中は、全ての採択関係者が教科書発行者と接触することを禁止するとさせていただきました。ただし、教科書等の執筆で市教育委員会の承認を得た教職員は除きます。また、教科書採択期間外に教科書発行者と接触することは可能ですが、報告書を学校長に提出し、学校長は報告書とその教職員から聞き取りを通じて作成した報告書を市教育委員会担当事務局へ提出してもらうこととなります。また、同一教科書を採択する年度の採択期間中（採択替えに係る教科書採択手続きが行われないとき）は、教科書採択期間外と同じ対応を求めることとなります。接触の定義については、資料3のQ&Aで示しておりますので合わせてご覧いただけたらと思います。

次に、(2)教職員の教科書などの執筆についてです。

教科書の執筆については、依頼を受けたとしても、自ら可否の判断をしないこと。当該学校長を通じて市教育委員会担当事務局より承諾を受けること。兼業兼職願を提出すること。と示しております。

次に、(3)物品及び報酬（金銭）等の受領の禁止についてです。

教科書等の執筆の場合を除き、教科書発行者からの報酬（金銭）の受領・教科書発行者とともに飲食や麻雀等の遊技、ゴルフ又は旅行をすること・教科書発行者からの物品の受領・教科書発行者主催の懇親会への参加、宿泊費等の受領を認めない。

という形で明文化させていただきました。特に、物品の受領についての判断は難しい部分がありますので、資料3のQ&A、9の2で具体的に示しております。

次に、(4) 執筆、意見聴取、研修会に参加した教職員の教科書採択への関与の禁止についてです。

これらの3つ(執筆・意見聴取・研修会への参加)に関係のある教職員は、教科書採択事務に関与できないことを示しています。意見聴取や研修会に参加した教員の教科書採択への関わりについては、資料3のQ&A、9の8で具体的に示しております。

次に、(5) その他です。

接触に関する報告書の提出と内部報告制度について示しております。ほかに、接触に関する特別事情(こちらが想定していないような事情)があった際には別途協議をさせてもらうこと、教職員が違反したときは懲戒処分の対象となりうることを示しております。以上、簡単ではありますが接触等のルールとして資料2の説明とさせていただきます。

先程申しましたように、資料3のQ&Aについては、資料2の補完する資料になっておりますので、詳細はここではご説明しませんが、今まで説明させていただいたものを踏まえた上で、ご審議の方をよろしくお願いいたします。

○濱崎教育長

ありがとうございました。第三者委員会の提言につきましては我々、真摯に受け止めなければいけないということで、提言に書かれてありますことを出来るだけ実現していこうという方向で、市教育委員会担当事務局で検討していただきました。ただ今の説明につきましては、まず、資料1の1につきましては、第三者委員会の提言を説明させていただきました。1の2におきましては、そのことを受けて教育委員会の対応策方針について考えていたことを提案の形で説明させていただきました。それに引き続きまして、資料2におきまして、藤井寺市教科書採択関係者と教科書発行者との接触等のルールということで案をお示しさせていただきました。そのQ&Aが資料3ということでございます。

本日の議論につきましては、資料1の2教育委員会の提案からそれに付随して資料3・4を含めましてご審議をいただきたいと考えております。まず、第三者委員会の提案についての資料1の1について、何かご質問等はございますか。

よろしいですか。それでは、資料1の2と、それに付随しての資料3・4を含めましてご審議を願いたいと思います。少し資料を見ていただいて、ご意見・ご質問等ございましたらご発言をお願いいたします。

○富山委員

2のイの内部構築制度の構築というところですが、学校長以外に教育委員会や事務局にも連絡する体制を構築するとなっておりますが、報告(通報)された方の保護の点、具体的には、報告不利益が生じないかという制度設計はきちんとされるのかというところが少し気になっております。

○濱崎教育長

ご質問ということでよろしいですね。学校教育課長、お願いします。

○岸学校教育課長

おっしゃるとおりだと思っています。まだこの報告書のこと3月29日に出まして、この期間の間になかなかそこまで詰められなかったというのが正直なところでは。また庁内の関係各課と今後そういった形で教育委員会への報告ではなく、第三者としての報告先と言いますか、そういった場所を検討していくというふうには考えております。

○濱崎教育長

是非、通報者の不利益にならない方策も付け加えて検討していただきたいと思えます。かなり難しい課題ですがよろしく願いいたします。他に何かございますか。

○足立委員

かなり厳密なものになっているとは思いますが、学校現場の方は対応することができるというふうにお考えでしょうか。

○濱崎教育長

急激に変わったというところでの学校の受け止め方ですね。どうですか。

○岸学校教育課長

接触等のルールを作成するにあたりまして、学校の方から意見等を聞かせていただくような機会は取らせてもらいました。その際に、今回このルールを示していく上で、まずは厳しい急激な変更になるかも分からないですが、まずはそれでやってみるということに対しては各校長先生からは前向きな意見をいただいております。もちろん、先程もご説明させていただきましたが、実際に実施していく上で、見直しをしないといけない部分は一定出てくる可能性もあるなと思っています。今のところは学校の方からも前向きにそういった部分ではご意見をいただいておりますので、進めていけるものだというふうにご考えております。

○濱崎教育長

先程も冒頭でお話しさせていただきましたが、我々今回の事件に関わって本当に深刻で重大な事件であるというふうにご捉えて踏まえておりますので、学校の先生方もそういう意識を共有していただき、本当に適正かつ厳正な事務が進みますように我々も再度お願いしたいと思っています。よろしく願いします。他に何かございますか。

○富山委員

起こってしまったことは仕方がないので、今後は絶対に起こさないという決意のもと、エの毎年1回教育委員に対する綱紀保持研修を実施するということがありがたいことです。具体的な対応や学ぶ場があれば本当にありがたいのですが、どのようにしていけばいいのか、教育委員だけでなく、選定委員の方やPTA、教職員にもわかってもらうようにしてもらおうというところが一番大切かなと思うのですが、そのあたりはいかがお考えでしょうか。

○岸学校教育課長

本当に委員のおっしゃるとおりと考えております。本来、接触等のルールということで、このQ&Aを作らせていただいたことで、具体的にどういったシチュエーションが今回公正確保の点で問題になるのかという点は一定示させていただこうと考えております。また、先程も説明させていただきましたが、各委員会、調査委員会、選定委員会、教育委員会会議の中で必ずこの中身を説明させていただく機会を持たせてもらおうというふうに考えております。具体的に、どういったシチュエーションが考えられるのかという部分というのは今後もいろいろ検討していかないといけない部分はたくさんあると思いますが、是非こういった機会、特に採択がある年度に関しましては、今年や来年になるんですが、しっかりと教育委員、選定委員、調査員に対して不安な気持ちにならないような形で対応していこうというふうに考えております。

○濱崎教育長

特に今回、教育委員の2名がそういった場に接したということで、重大な課題ということで私もずっと反省しているのですが、教育長になる前は一校長としていろんな自由にと言ったらおかしいですが、あまりそういうことを意識しないで過ごしていたなと今深く反省しているのですが、我々は執行機関の一員であるということで、重要施策を決定する権限を持っているということに関わって、その職責がすごく今回重いなというふうに感じて、身を引き締めていかないといけないなという思いでいっぱいです。教育委員の皆さんも、いろんな立場からこの教育委員になっていただいて、執行機関の一員であるというところに本当に飛躍して、こういう職に就いていただいているということで、大変ご苦勞があつて戸惑っておられることも沢山あるのかなということに対して、我々のフォローが足りなかったなというようなことでもすごく反省をしているところです。また、いろいろな立場から、こういうふうなことを知りたい、こういうふうなことをしていただきたいみたいなご提言も沢山この研修の中で積極的にいただけたら、また実りのあるものになるのかなというふうに思っておりますので、またよろしく願いいたします。他に何かございますか。

○足立委員

冒頭でもルールの見直しを必要というふうなお話がありましたが、不測の事態というのもやはり考えられるというのがあると思いますし、内容によっては早急に解決を図っていかないというスピード感を求められることもあるのかなと思うんですが、そのあたり何かリスクマネジメントと言いますか、何かお考えが今の時点であれば参考としてお聞かせ願えればと思います。

○岸学校教育課長

リスクマネジメントというところでは非常に難しい部分があります。学校長からの報告書等は今回もちろん作らせていただいているのですが、その部分がどこまで学校内でも把握できるのかということに関しましては、先程、見える化という表現で提言いただいている部分もありますので、報告書を通じて我々も先生方のリ

スクマネージメントには関与していきたいと思っています。また、直接、我々の方に電話をしてもらうような形も今回の場合は通報の電話の窓口とって電話番号も示させていただきますので、そういった部分で直接電話をするという選択肢の一つとして入ってくるのが、一つのリスクマネージメントに繋がるというふうに考えています。

○濱崎教育長

これからまた検討をいろいろしていかなければいけないということです。他に何かございますか。接触ルールのところで、いろいろ学校とか教職員と業者さんとの接触に関わっていろいろ分かりやすいルールを作っていけないといけないということで、また教科書発行者にも通知をしていけないといけないということですが、ずっと今までの説明の中では教育委員会も接触に関わっては当てはまることですね。そのへんで具体的なものは考えていますか。

○岸学校教育課長

教育委員会におきましては、これまで教科書担当の者が、例えば学校教育課の事務局に教科書会社の発行者の方が来られた時は対応していました。実際に対応する時には1名で対応するので、ある程度オープンな場での話し合いになっていたと思います。これからは、教員にも2名での対応ということを基本的には求めていきたいと思っていますし、教員に求める以上、我々、市教育委員会の担当においても必ず2名で対応するとか、そういった形で必ず1名では対応しない、密室にならないという形は今後も堅持していくべきと考えています。

○濱崎教育長

他に何かございますか。

○足立委員

今回の事案が、元校長がある意味仲介役になって業者さんと調査員を結び付けているところがあると思います。こういうような出来事が起こった以上、おそらく調査員にダイレクトに業者さんが行くことはないのではないかなと僕は思います。そんな愚かなことはしないと思います。想像できるのは、元校長のように誰かを介して業者さんと調査員を結び付けようとする、その仲介になる人は、教育部とかそういうようなところではない所から行動してくるかもしれないというふうに想像もできるんですけども、それを言い出したらコントロールが出来ないと言うか、よめないところもあるかとは思いますが、調査員だけの懲戒処分というのがどうなのかなと思って、教育部以外の方が仲介になった時の仲介者の罰則というのは何か考えていなくてもいいのかなと思ったりもしているのですが、いかがですか。

○寺田教育部理事

今、ご指摘いただいているのは、資料2の接触ルール等のところの一番下のところをおっしゃっていただいているのかなと思うのですが、ここはあくまで教科書採択関係者ということでさせていただいていますので、実際に委員になられた方以外にも、基本的には学校の関係者自体が教科書採択の関係者という位置づけになります。

す。ですので、今おっしゃっていただいている仲介役という立場になられる方があるかもしれませんが、少なくとも教員であったりというところについては、このルールに則っていきますので、その部分で実際にどういうことをされていったのかということを経済、もし万が一、そういうことがないように今回のルールを作らせていただいているのですが、あった場合については、それについて厳正に対処していきたいなと思っています。

○濱崎教育長

ご指摘いただいていることがすごくいろいろなルールを作ってもなかなか難しい部分があって、その辺を我々がどう意識しながらきめ細かく丁寧に対応していくかということにかかってくるのかなというふうに思っていますので、今回の事例の教訓を生かすのならば、気を抜かず緩めず色々なところに視点を当てながら頑張っていきたいということなのかなというふうに思います。他に何かございますか。よろしいですか。

今日は8点のことについて、こういう形で取り組んでいくという提案をさせていただきました。このことにつきまして、ご異議がなければ決定したと思います。よろしいでしょうか。それでは、議案第21号 第三者委員会の提言を受けての今後の教科書選定の方針について、このとおり決定してよろしいでしょうか。挙手をお願いします。

○委員

「全員挙手」

○濱崎教育長

それでは、議案第21号について、決定いたします。

本日の議案の審議については、この1件でございますので終了したことになるのですが、改めまして、教科書は全ての児童生徒が必ず使用するもので、その採択には高い公正性や透明性が求められております。

まず、本事件を教訓事例として伝え続けるとともに、議決しました対応方針について周知徹底することにより、採択に関係する者、教育委員会、事務局、校長や教員等の全ての学校関係者が深く自覚し、さらに高い倫理観を持ち、服務規律を順守し、綱紀粛正を徹底し、一丸となって、公正確保の徹底に万全を期すための取り組みを進めてまいりますので、事務局の方もまたよろしくお願ひしたいと思ひます。

先日、第三者委員会から、報告書を手交されました。その際、委員長のお言葉といたしまして、「ぜひ、藤井寺の子どもたちに、よりよい教科書を採択してください」というお言葉を、最後に私は恐縮していただきました。このことにつきまして、今後の教科書採択に向けてという観点から、何か委員さんのご意見等はございますか。

○富山委員

本当に今回の件は恥ずかしいことだと思います。小学校の皆さん、中学校の生徒さん、保護者の皆さまに一人ひとりに、このことを説明しに行かないといけなくらい大変なことが起こったんだなと認識しています。私は一番最後に教育委員として参加していますので、皆さんの顔をまだ全員把握できていない怖さがございま

す。何かの所に集まった時にどういう方がいらっしゃっているのか、その時にきちんと瞬時に把握させていただきたいなと思います。もし、こういう出版社関係の人たちが一人でもいたら、すんなりと退席させていただくということを、今ここできちんと皆様にお伝えしておきたいなと思います。何よりも、生徒さん全て、保護者の方々にきちんとお詫びと今後の決意を伝えていかないといけないなと本当に思っています。

○濱崎教育長

ありがとうございました。

○足立委員

この問題が当時発覚した時に、市長が市全体の問題として考えていくべきだというふうにおっしゃられていたことがありますので、教育関係に携わっている我々だけではなくて、市全体として信頼回復に努めるように身を引き締めて取り組んでいかないといけないなと自分自身に言い聞かせて今後関わっていききたいなと思っています。

○濱崎教育長

この間ずっと教育委員会議の中でも、両委員さんにお話ししていただきましたが、起こってしまったということの中で、どう信頼回復をしていくのかということ、最大は第三者委員会の委員長も申されましたように、藤井寺の子どもたちによりよい教科書を、どう我々が努力して採択していくかということにかかってくるのかなというふうに思っています。私も藤井寺市の教育振興計画の中で、「文化伝統を尊重し、学ぶ喜び、高まる喜びを感じながらたくましく健やかに生きる人間の育成」というのが一番大きな課題になっております。本当に藤井寺の子どもという観点でとらえた時に、この藤井寺の地域に育つ子どもたちが、地域に愛着と誇りをもって勉強ができるように、地域の自然環境とか歴史の成り立ちとか、文化的な背景など、それぞれの特徴にマッチした教科書を選ぶということなのかなと思います。ただ、これはものすごく難しいことでもありますし、そうピタリと合った教科書もあるわけではないので、そのへんのところを我々が本当に謙虚に十分に研究できるような期間の確保とか、これからコロナによる規制も緩和される見通しですので、またおっしゃっているように学校訪問の機会を与えとか、実際に子どもたちが教科書を使って学んでいる様子等も参考にしながら、もうすぐ始まります小学校の教科書採択に向かっているなと思っていますのでよろしくお願いします。

それでは、本日本日予定しておりました案件は終了いたしました。以上を持ちまして4月臨時教育委員会議を終了いたします。

本日はありがとうございました。

会議事項が終了したので、閉会を宣する。

午後6時12分